

## 令和4年度後期（R4.10月～R5.3月）の委託相談支援事業所の業務状況について（報告）

## 1. 委託相談件数の推移

	新規相談件数	継続相談件数	計画移行完了者	支援件数
なすな	156	637	27	354
ぷらむ	49	859	34	534

（注）新規相談件数…新規相談者数（10月～3月）

継続相談件数…継続相談件数（10月～3月）

計画移行完了者…委託相談から計画相談へ移行した件数

支援件数…「お金がなくて困る」「家の掃除をしてほしい」などへの対応件数

## 2. 委託相談における困難事例等の報告について

## ① 市内指定特定相談支援事業所の2か所閉所に伴う影響について

- ・令和4年12月末で『相談支援事業所フレンド』が閉所、令和5年3月末で『相談支援事業所えがお』が相次いで閉所となった。
- ・閉所理由は計画相談だけでは事業が成り立たず、赤字であるというもの。
- ・市としては、令和5年度以降も継続する2か所の計画相談支援事業所へ過度な負担が行かないよう、当面の措置として、飯能市内にある相談支援事業所の活用に関する調整を行い、一方で、新規で委託相談支援事業を実施していただける事業所を探し、併せて計画相談の実施をお願いするべく、飯能市の株式会社ヴェルペンファルマへ事業実施依頼を行い、令和5年4月1日より稼働開始となるよう調整した。
- ・令和5年4月1日現在、市の相談支援体制は、委託相談支援事業所3か所、計画相談支援事業所3か所（うち1か所は者のみ対象）となっている。
- ・一方、実際に寄せられる市内の相談件数は年々複雑化し、高度な専門性の上での対応が必要となるケースが増えていること、また1人の相談が終結まで何度も継続することもあり、相談件数自体が年々増加する結果となっている。
- ・市としては、この状況について、現状の相談支援体制をさらに強固にする必要があるものと認識し、令和5年度中に新たに1か所の指定特定相談支援事業所の指定と、令和6年4月より開所予定の指定特定相談支援事業所の開設に向け準備を進めている。

## ② 市内における処遇困難事例への対応について（令和5年5月に発生した事例）

- ・対象者（児）は14歳男性（5人兄弟の長男）
- ・両親と5人兄弟の7人家族であり、9月にはもう一子出産予定
- ・障がいは遺伝性の小児慢性特定疾病であり、身体障害者手帳1級所持者
- ・概要としては、これまで特別支援学校と放課後等デイサービスの利用を行っていたが母親の出産に伴い、本児が利用できる短期入所先及び学校への送迎支援等が困難となったケース。
- ・結果としては、グループホームの利用と生活サポートの併用により主児の生活の維持が図れたものの、地域の体制やそれぞれの支援の限界などがあり、困難ケースとなってしまったもの。詳細な経過内容については、協議会当日に報告します。